

別表第 2

| 協議を行う課 | 協議すべき事項 |
|-----------------|---|
| 政 策 調 整 課 | 自治会に関する事(要綱第 5 条第 4 項から第 6 項) |
| 安 心 安 全 推 進 課 | 消防水利施設に関する事(要綱第 13 条) 防犯施設に関する事(要綱第 16 条) 防災に関する事 |
| 上 下 水 道 課 | 水道施設(要綱第 9 条) 汚水排水施設に関する事(要綱第 10 条) 衛生(公共下水道)に関する事(要綱第 11 条) |
| 環 境 衛 生 課 | 衛生(水洗(浄化槽))に関する事(要綱第 11 条) ごみ集積施設に関する事(要綱第 14 条) 環境保全(公害の防止)に関する事(要綱第 17 条) |
| 地 域 活 性 課 | 農地に関する事 森林に関する事 公園及び緑地に関する事(要綱第 7 条) |
| 福 祉 政 策 課 | 福祉に関する事 |
| 教 育 総 務 課 | 学校に関する事 |
| 生 涯 学 習 課 | 文化財に関する事(要綱第 18 条) |
| ま ち づ く り 推 進 課 | 開発行為の事前協議に係る事務手続きに関する事 都市計画に関する事 法定外公共物に関する事 道路に関する事(要綱第 6 条) 雨水排水施設に関する事(要綱第 8 条) 雨水流出抑制施設に関する事(要綱第 12 条) 交通安全施設に関する事(要綱第 15 条) 交通安全対策に関する事(要綱第 19 条) |
| 提 出 部 数 | 9 部 上記以外で計画により町長が必要と判断する部数 |